

令和5年1月31日招集

1月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和4年度1月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年1月31日(火) 午後2時30分から午後3時05分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (34人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第71号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第72号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第73号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第74号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案第75号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘	事務局次長 坂井靖彦	事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務局長 高橋明彦	秋葉区事務局長 嶋倉明彦	
南区事務局長 滝沢秀樹	西区事務局長 佐藤清隆	

西蒲区事務所長 佐々木徹

管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏

管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

7 会議の概要

小沢次長補佐 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度1月定例総会を開会いたします。
14:30	9番 阿部信行委員、24番 吉田浩委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議 長	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は23番 増井勝委員、1番 首藤正男委員をお願いいたします。
議 長	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第74号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、追加議案第75号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)、議案第71号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第72号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p>

	<p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第74号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で2件、秋葉区で2件、南区で1件、西区で3件、西蒲区で3件の計12件です。</p> <p>次に議案第71号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で3件、南区で1件、西蒲区で1件の計5件です。</p> <p>次に議案第72号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、中央地区で1件です。</p> <p>次に議案第75号 買受適格証明願に関する意見決定(法第3条許可)が、中央地区で2件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は20件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の1件は、去る1月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第74号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>

<p>中央地区部会長</p>	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。 それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の8件は、去る1月27日に審査を行いました。 まず、議案第74号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書3ページをご覧ください。 「中1号」は、分家である譲渡人が離農するため、本家に贈与するものです。 「中2号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 続きまして、議案第75号買受適格証明願に関する意見決定（法第3条許可）についてです。8ページをご覧ください。 中1、中2ともに願出人は同じであり、規模拡大のため、今回の申請にいたりました。 願出人の農作業経験は問題なく、耕作に必要な農機具も所有しています。経営する農地は全て耕作されています。 続きまして、議案第71号農地法第5条許可申請についてです。9ページをご覧ください。 「中1号」「中2号」は、農地を売買によって取得し、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。 転用者は、不動産業を営んでおり、需要が見込めるこの地域に、宅地と合わせて宅地分譲する計画を立て、申請地を建築条件付売買予定地とするため、今回の申請にいたりました。 農地区分について、「中1号」は、第1種農地ですが、住宅であり集落に接続して設置されるため、例外的に許可できます。「中2号」は、第3種農地です。雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。 「中3号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、現在住んでいる住宅が手狭になったことから、当該地に住宅を新築するため、申請にいたりました。農地区分は、第3種農地です。当該地は、土地改良区除外地であり、雨水は既設の道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水します。 続きまして、議案第72号事業計画変更承認申請についてです。12ページをご覧ください。</p>
----------------	---

	<p>転用者が食品工場の改築工事を請け負い、作業員の駐車場確保が必要となったため、昨年5月に一時転用許可したものです。</p> <p>このたび、追加工事があり工期延長が必要となったことから、一時転用期間を約1か月半延長し、令和5年3月13日までとするものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件買受適格証明願2件、第5条許可申請3件、事業計画変更承認1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
秋葉区部会長	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それでは報告させていただきます。秋葉区部会は議案記載の2件を、27日に審査いたしました。</p> <p>議案第74号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は経営移譲に伴う親族間における使用貸借権の付け替え、「秋2号」は親子間の生前贈与です。区部会ではいずれも問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は以上です</p>
議 長	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
南区部会長	<p>南区部会長の帯瀬でございます。それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は2件で、去る1月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第74号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、譲渡人の要望により、後継者である譲受人が贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第71号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に</p>

	<p>転用するものです。</p> <p>転用者は、3世代で生活していましたが、実家が狭隘なため、隣にある祖父所有の農地に戸建て住宅を新築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。南区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
<p>西区部会長</p>	<p>西区部会の高井でございます。それでは報告をいたします。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。議案第74号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号」は、営農型太陽光発電設備の更新のため、設備のパネル部分について、農地に区分地上権を設定するものです。これは、先月の定例総会で、この発電設備設置敷地として、一時転用を許可した支柱部分の許可申請と合わせて提案するものです。</p> <p>「西2号」は、農地を売買によって、「西3号」は、贈与によって農地を取得するものです。ともに、譲渡人の労働力不足や、譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
<p>西蒲区部会長</p>	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の4件は、去る1月27日に審査を行いました。</p> <p>議案第74号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲2号」及び「蒲3号」は、譲受人が規模拡大の</p>

	<p>ため、売買により所有権移転をするものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件について、いずれも、問題がないものと判断しました。</p> <p>続きまして、議案第71号 農地法第5条許可申請についてです。11ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、叔父と母が住む家の近くに個人住宅を建築するため、申請にいたりました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して住宅を設置するものであることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、問題がないものと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第74号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書8ページ、追加議案第75号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)、の審議に入ります。適格相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので適格相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書9ページ、議案第71号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書12ページ、議案第72号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第73号新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第73号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>差し替え用資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年1月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区111件、中央地区25件、秋葉区34件、南区20件、西区1件、西蒲区33件、合計で件数224件、面積1,336,919㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区10件、中央地区4件、南区3件、西区5件、西蒲区7件、合計で件数29件、面積149,595㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、南区2件、西区2件、西蒲区</p>

	<p>2件、面積14,234㎡です。</p> <p>続いて2ページ、利用権の更新について、北区33件、中央地区42件、秋葉区33件、南区15件、西区18件、西蒲区26件、合計で件数167件、面積944,671㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規及び更新の利用権設定、所有権移転については、4ページから96ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については97ページから101ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、102ページ、令和5年1月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区8件、中央地区198件、秋葉区116件、南区38件、西区50件、西蒲区63件、合計で件数473件、面積2,055,210㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、105ページから201ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、202ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年2月14日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会</p>
議 長	
議 長	

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>終了時間 15:05</p>	<p>等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第73号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度1月定例総会を閉会いたします。</p>
--	--

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
